

自己点検・評価書

令和6年9月

和歌山大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
	領域2 内部質保証に関する基準	9
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	22
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	29
	領域5 学生の受入に関する基準	35
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	38
	基準の判断 総括表	38
	教育学部	39
	経済学部	54
	システム工学部	69
	観光学部	84
	社会インフォマティクス学環	99
	教育学研究科	113
	経済学研究科	129
	システム工学研究科	146
	観光学研究科（観光学専攻）	165
	観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）	184

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 和歌山大学
 (2) 所在地 和歌山県和歌山市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部、経済学部、システム工学部、観光学部、社会インフォマティクス学環
大学院課程	教育学研究科、経済学研究科、システム工学研究科、観光学研究科（観光学専攻）、観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）

- (4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	学部3,954人、大学院524人
教員数	専任教員数：198人、助手数：0人

2 大学等の目的

和歌山大学は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究、教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、社会に寄与する有為な人材を育成することを使命とする。（和歌山大学学則第1条）

各学部、学環、各研究科の目的は以下のとおりである。

○教育学部

教育学部は、人間と教育に関する深い理解と、科学・芸術・文化に関する専門的知識にもとづき、教育実践力を高めることで、次代を担う子どもたちの成長と発達を支援していくことのできる高度な資質・能力をもった教員を養成する。（和歌山大学教育学部規則第1条の2）

○経済学部

経済学部は、広い視野と専門領域に応じた基礎学力及び経済社会を体系的に理解できる能力をもち、経済社会のさまざまな問題を真摯に受け止め、的確に判断し創造的・実践的に対応できる人材を育成する。（和歌山大学経済学部規則第1条の2）

○システム工学部

システム工学部は、その理念「複数の領域の知識を身につけ、その知識を自ら活用することで、創造性を発揮し、様々な人とのコミュニケーションを通して、課題の探求と問題解決を行い、自然や人間社会に貢献できる専門的技術者・研究者を養成する」に即して、分野を横断する複数領域の知識を身につけ、その知識を自ら活用することにより、広い視野から時代の要請に応え、課題解決のできる研究者や技術者を養成する。（和歌山大学システム工学部規則第1条の2）

○観光学部

観光学部は、「観光経営」・「地域再生」・「観光文化」という3つの基本領域（コース）の相互関係として観光学の学問体系の全体像を認識しつつ、このうちのいずれかの領域に主たる専門性（より深い教養）を発揮できる人材を育成する。（和歌山大学観光学部規則第1条の2）

○社会インフォマティクス学環

社会インフォマティクス学環は、広い視野と専門領域に応じた基礎学力及び応用力を体系的に理解できる能力をもち、データを利活用して社会の課題解決や地域活性化に貢献できる人材を育成する。（和歌山大学社会インフォマティクス学環規則第2条）

○教育学研究科

教育学研究科（専門職学位課程）は、高度専門職を養成する専門職学位課程として、高度な知識や専門性を備え、地域の学校の多様な課題に対応できる実践力・指導力を発揮し、将来の学校教育を先導的に牽引できる人材を養成する。（和歌山大学大学院教育学研究科規則第1条の2）

○経済学研究科

経済学研究科は、複合的な専門的知識を活用し、高度な分析力とマネジメント力を備えたリーダーとして、多様な主体と協力して経済社会の急速な変化に対応できる協創人材（経済社会において指導的役割を担える人材、戦略的意思決定を担う専門的職業人、学問を身につけた研究職従事者を養成する。（和歌山大学大学院経済学研究科規則第1条の2）

○システム工学研究科

システム工学研究科博士前期課程は、社会からの複数の分野を理解し活用出来る人材の求めに応じるため、従来の工学のような狭い専門分野を深く追求するだけでなく、広い視野から時代の要請に応え、それらを解決できる新しいタイプの研究者や技術者を養成する。

システム工学研究科博士後期課程は、より複雑な要因からなる課題とその周辺状況の全体を把握し、目的・目標を的確に設定して、部分問題への展開及び個別解決の再統合ができるような能力を開発し、システム工学の頂点を究め、社会環境の改善と技術立国の推進に資する。（和歌山大学大学院システム工学研究科規則第1条の2）

○観光学研究科

観光学研究科観光学専攻博士前期課程は、現代における観光が位置付けられている状況を踏まえ、この事態を学際的な観点から科学的に解明する高い専門知識を持ち、応用力、創造力に富み、国際的視野で行動できる人材を育成する。

観光学研究科観光学専攻博士後期課程は、わが国における観光学の確立と観光教育研究の世界水準の高度化・国際化を速やかに達成することを通じ、観光に関わる多様な社会的実践に際し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。

観光学研究科観光地域マネジメント専攻（専門職学位課程）は、観光を基軸とした自立・持続可能な地域振興の実現に向け、地域が直面するさまざまな問題・課題を多様な関係主体と連携して解決する観光地域共創人材を育成する。（和歌山大学大学院観光学研究科規則第3条）

3 特徴

本学は、旧制和歌山師範学校と旧制和歌山高等商業学校を前身として、昭和24年、学芸学部（現：教育学部）、経済学部の2学部からなる新制大学として発足した。その後、システム工学部、観光学部、令和5年度に新たに文理融合型の教育課程である社会インフォマティクス学環を開設した。また、高度な教育研究を行うため、教育学研究科、経済学研究科、システム工学研究科、観光学研究科を開設するとともに、令和5年度には観光学研究科に観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）を設置するなど、和歌山県下唯一の国立大学として順調な発展を遂げている。

第4期中期目標・中期計画（令和4～9年度）では、「大きく変化する社会において次世代の文化、教育そして産業における新しい価値の創造に取り組むとともに、その担い手となる人材の育成を、国内外の社会、特に地域社会の多様な関係者と共に取り組む。このために、社会的、国際的に開かれた大学とし、多様な価値を理解する教育、新しい価値を創造する研究を進める場としての機能を最大限に発揮するための不断の努力を行う。さらに、和歌山圏域における中核的教育研究機関として、地域課題の解決に地域と協働して取り組むとともに、地域の知的活動の高度化に貢献する。」ことを基本的な目標として示している。

特に教育面における主な特徴は以下のとおりである。

○教育学部

教育現場に求められる高度な専門知識と実践的な素養を備えた教育者の育成を目的に、和歌山県教育委員会と連携し、「ホームステイ形式・2週間・和歌山県内広域」の「へき地・複式教育実習」（全国唯一）を実施し、中山間地域における少子高齢化・過疎化などの地域課題にも取り組んでいる。

○経済学部

学部と大学院の連携した学びを強化し社会的にニーズの高い領域で即戦力として活躍できる人材を育成するエキスパート・コースを設置している。本コースでは令和4年度入学生より大学院進学に重点を置き、経済学研究科での学びに接続する3つのユニットで専門的な学修に取り組んでいる。

○システム工学部

令和5年度に従来の10教育・研究領域（メジャー）から3領域8メジャー制に再編統合し、情報の基礎・応用教育を基盤とする複合的な専門教育を行っている。また、次世代の理工系人材育成を担う教員を養成するスーパーサイエンティストプログラムや学部・大学院を通してより高度な工学的能力を実践的に身に付ける6年制教育を実施している。

○観光学部

専門科目全てを英語で履修できるグローバル・プログラムを導入するなど、国際基準の教育を展開し、さらに教員と学生が自治体と連携して地域課題の解決に取り組むプログラムや海外連携大学等と共同で取り組むエリアスタディ等を通じて、社会から即戦力として期待される実践力を養成している。また、平成29年、

国連世界観光機関（UNWTO）の「TedQual認証」を日本で初めて取得し、令和2年及び令和5年に同認証を更新している。

○社会インフォマティクス学環

経済学部、システム工学部、観光学部及びデータインテリジェンス教育研究部門の協力体制のもと設置された学部等連係課程であり、自治体や企業などが有する社会の実データを用いて、実践的な教育などを行っている。

○教育学研究科

授業実践力向上コース、学校改善マネジメントコース、スペシャリストコース、特別支援教育コースの4コースを設けている。学校改善マネジメントコースでは教職経験10年程度またはそれ以上の現職教員を対象に、新たな知識とミドルリーダーとしての力量を修得し、現任校をよりよい学校へと改善する中心的役割を担うことのできる教員を養成している。

○経済学研究科

より専門性・汎用性を高めるために、1専攻8プログラム制（エネルギー・アナリティクス&政策、都市ビジネスデザイン、会計・税法・企業コンサルティング、グローバル政治経済、イスラム金融・経済学、都市・地域と交通、グローバルビジネスマネジメント、サステイナブルアグリビジネス&フードシステム）を設けている。

○システム工学研究科

4年間の学部教育で培った基礎的な能力を基盤とし、より高度でかつ広範な実践的能力へと発展させるための教育を行っており、次世代技術のキーとなる、9つのクラスタ（コミュニケーション科学、先進情報処理メカトロニクス、知能科学、デザイン科学、システム知能、物理工学、ナノマテリアル、ナノテクノロジー、知的モデリング）を設けている。

○観光学研究科

観光学専攻では、観光経営・地域再生・観光文化の3つの分野を横断する複数教員による研究指導体制を整備している。

観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）では、観光地域の課題に対して、教員とメンターの指導のもと学生が自ら立てたプロジェクト計画を実施する観光地域プロジェクトなど、実践的なカリキュラムを整備している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）			
	1-1-1-01 基本計画書（経済学研究科経済学専攻）			
	1-1-1-02 基本計画書（社会インフォマティクス学環）			
	1-1-1-03 基本計画書（観光学研究科観光地域マネジメント専攻）			
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料			
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書			
・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知				
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
【分析項目1-1-1】 1. 経済学研究科経済学専攻の設置 令和3年4月、経済社会のダイナミクスに対応し、多様な主体とともに人類の未来を創る意思決定者・リーダー（協創人材）を養成するために、従来の3専攻（経済学専攻、経営学専攻、市場環境学専攻）を1専攻（経済学専攻）に再編した。 2. 社会インフォマティクス学環の設置 令和5年4月、データを利活用して社会の課題解決や地域活性化に貢献できる人材の育成を目指し、経済学部及び観光学部の社会科学分野とシステム工学部の工学分野を融合した教育課程を設置した。 3. 観光学研究科観光地域マネジメント専攻の設置 令和5年4月、新たな時代の観光地域づくりを先導する「観光地域共創人材」を育成するため、観光学研究科に観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）を設置した。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【活動取組1-1-A】 令和3年度に経済学研究科を改組し、これまでの縦割りの3専攻制から、特色のあるテーマで横断的な内容に再統合する1専攻8プログラム制に再編した。それぞれのプログラムに必修科目である「実践演習科目」を置き、独自の養成を行っている。内容としては、フィールドワークや実践的な問題解決を行うことを目的としている。	1-1-A-01 経済学研究科8プログラム概要			
	1-1-A-02 経済学研究科実践演習科目シラバス			
【活動取組1-1-B】 令和5年4月に、経済学部及び観光学部の社会科学分野とシステム工学部の工学分野を融合した文理の枠を超えた教育課程として「社会インフォマティクス学環」を設置した。社会のDX化が進むなか、社会の多様な事象を情報技術により分析・把握でき、社会を変革できる人材を育成している。特に、自治体や企業等と連携したデータ利活用にかかる教育研究を重点的に取り入れることで、社会でのデータ利活用に必要となる実践力を涵養している。	1-1-B-01 社会インフォマティクス学環パンフレット			

<p>【活動取組1-1-C】 本学は観光学分野において、国立大学で唯一、学部から博士後期課程まで一貫した教育課程を有しているが、それに加え、観光を基軸として地域の新たな価値を共に創造し、持続可能な地域の実現を先導する「観光地域共創人材」を養成するために、令和5年4月、日本で初めての観光分野の専門職大学院として観光地域マネジメント専攻を設置した。</p>	<p>1-1-C-01 観光地域マネジメント専攻パンフレット</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人和歌山大学組織規則	第7条	
	1-3-1-02 国立大学法人和歌山大学教員組織規程	第2条～第5条	
	1-3-1-03 和歌山大学学部等運営規程	第2条～第3条	
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第3条, 第3条の2	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-02 国立大学法人和歌山大学教員組織規程	第2条, 第3条, 第5条	再掲
	1-3-1-03 和歌山大学学部等運営規程	第2条～第3条	再掲
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第3条, 第3条の2	再掲
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-05 役付職員等一覧（和歌山大学ウェブサイト）		
	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の運営規定等		
	1-3-1-03 和歌山大学学部等運営規程	第2条	再掲
	1-3-2-01 和歌山大学教育学部教授会規程		
	1-3-2-02 和歌山大学経済学部教授会規程		
	1-3-2-03 和歌山大学システム工学部教授会規程		
	1-3-2-04 和歌山大学観光学部教授会規程		
	1-3-2-05 和歌山大学社会インフォマティクス学環教授会規程		
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第2条	再掲
	1-3-2-06 和歌山大学大学院教育学研究科会議規程		
1-3-2-07 和歌山大学大学院経済学研究科会議規程			
1-3-2-08 和歌山大学大学院システム工学研究科会議規程			
1-3-2-09 和歌山大学大学院観光学研究科会議規程			

<p>【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・運営規定等 1-3-3-01 国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程 1-3-3-02 和歌山大学教育機構規則 1-3-3-03 和歌山大学教務委員会規程 1-3-3-04 和歌山大学教養教育委員会規程 1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則 1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組1-3-A】 教育、入学者選抜、学修の評価方法の改善及び教育の質の保証を行うことを目的とした教学入試戦略推進本部、教学マネジメント委員会を令和5年7月に設置し、担当理事の下で全学的見地から入学者選抜から卒業・修了にわたる教学マネジメントに係る質保証体制においてPDCAを回す体制を整えた。 また、全学の教養教育については、教養教育委員会において、各部局と協働で実施している。</p>	<p>1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則 1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程 1-3-3-04 和歌山大学教養教育委員会規程</p>		再掲
<p>【分析項目1-3-2】 和歌山大学大学院観光学研究科会議は、観光学研究科（観光学専攻）及び観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）に係る事項を所掌している。</p>	<p>1-3-2-09 和歌山大学大学院観光学研究科会議規程</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会規程	第2条～第4条	
	2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則	第4条第3項	
	2-1-1-03 和歌山大学組織機構図・内部質保証体制		
	[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧	
・明文化された規定類 2-1-2-01 和歌山大学学則	第15条, 第51条		
2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー			
2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン			
2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価			
2-1-2-05 和歌山大学教学マネジメントに係る質保証体制			
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）			

<p>【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-3-01 国立大学法人和歌山大学財務・施設委員会規程</p>		
	<p>1-3-3-03 和歌山大学教務委員会規程</p>		再掲
	<p>1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則</p>		再掲
	<p>1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-02 和歌山大学教育機構学術情報センター規則</p>		
	<p>2-1-3-03 和歌山大学教育機構学術情報センター図書館規程</p>		
	<p>2-1-3-04 和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹アントレプレナーシップデザインセンター規則</p>		
	<p>2-1-3-05 和歌山大学学生支援委員会規程</p>		
	<p>2-1-3-06 国立大学法人和歌山大学ハラスメント等の防止等に関する規程</p>	第6条～第8条	
	<p>2-1-3-07 キャリア教育・支援部門設置要項</p>		
	<p>2-1-3-08 和歌山大学ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部規則</p>		
	<p>2-1-3-09 和歌山大学インクルージョン支援推進室規程</p>		
<p>2-1-3-10 和歌山大学Well-being機構キャンパスライフ・健康支援センター規則</p>			
<p>2-1-3-11 和歌山大学国際イニシアティブ基幹日本学教育研究センター規則</p>			
<p>2-1-3-12 和歌山大学入学試験委員会規程</p>			
<p>2-1-3-13 和歌山大学アドミッション室設置要項</p>			
<p>2-1-1-03 和歌山大学組織機構図・内部質保証体制</p>		再掲	
<p>【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・ 研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則		再掲
	2-1-1-03 和歌山大学組織機構図・内部質保証体制		再掲
	2-1-2-05 和歌山大学教学マネジメントに係る質保証体制		再掲
	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則		再掲
	1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程		再掲
	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	2-1-2-05 和歌山大学教学マネジメントに係る質保証体制		再掲
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則	第3条, 第4条	再掲	
2-2-3-01 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準			

<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則	第4条第2項	再掲
	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	2-2-4-01 卒業（修了）時アンケートについて		
	2-2-4-02 卒業生・修了生アンケートの実施について		
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		
	2-2-4-04 令和6年度学修ポートフォリオの運用について（学部版）		
	2-2-4-05 令和6年度学修ポートフォリオの運用について（大学院版）		
	2-2-3-01 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準		再掲
<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則	第7条	再掲
	2-2-5-01 自己点検・評価等の結果に基づく改善に係るスケジュール		
	1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則		再掲
	1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程		再掲
	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	2-2-5-02 和歌山大学教学マネジメントアドバイザーボード設置要項		
	2-2-3-01 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準		再掲
	2-1-1-03 和歌山大学組織機構図・内部質保証体制		再掲
2-1-2-05 和歌山大学教学マネジメントに係る質保証体制		再掲	

<p>【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則	第7条	再掲
	2-2-5-01 自己点検・評価等の結果に基づく改善に係るスケジュール		再掲
	1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則		再掲
	1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程		再掲
	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	2-2-3-01 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準		再掲
	2-1-1-03 和歌山大学組織機構図・内部質保証体制		再掲
2-1-2-05 和歌山大学教学マネジメントに係る質保証体制		再掲	
<p>【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・明文化された規定類 2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則	第7条	再掲
	2-2-5-01 自己点検・評価等の結果に基づく改善に係るスケジュール		再掲
	1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則		再掲
	1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程		再掲
	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	2-2-3-01 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準		再掲
	2-1-1-03 和歌山大学組織機構図・内部質保証体制		再掲
	2-1-2-05 和歌山大学教学マネジメントに係る質保証体制		再掲
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>【分析項目2-2-5】 検討、立案、提案の責任主体については、本学では学長が決定すること（2-1-1-02_国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則第7条）としており、2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧に記載のとおり、いくつかの組織・委員会が考えられる。</p> <p>【分析項目2-2-6】 実施の責任主体については、本学では学長が決定すること（2-1-1-02_国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則第7条）としており、2-2-6_実施の責任主体一覧に記載のとおり、いくつかの組織・委員会が考えられる。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		
	2-3-2-04 教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項（和歌山大学ウェブサイト）		
	2-3-2-05 経済学部PROGデータ分析結果		

<p>【分析項目2-3-3】 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）		再掲
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		再掲
	2-3-2-04 教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	2-3-3-01 学修ポートフォリオ内アンケート（大学への要望）（2021～2023）（非公表）		
	2-3-3-02 大学IRコンソーシアム「学生調査」>学生からの意見・要望（2018,2019,2021）（非公表）		
	2-3-3-03 「学生調査」>学生からの意見・要望（2020）（非公表）		
	2-3-3-04 経済学部学修成果と大学院進学に関する調査		
	2-3-3-05 経済学部1年次前期終了時点における大学院進学希望に関する調査		
	2-3-3-06 経済学部プログラムと1年次前期に履修した授業科目などに関する調査		
	2-3-3-07 経済学部基礎演習Ⅰについての調査		
	2-3-3-08 経済学部基礎演習Ⅱについての調査		
	2-3-3-09 経済学部OBOG人事担当者との交流会		
	2-3-3-10 観光学部GIP教育効果アンケート（事前・事後）（2016-2023）		
	2-3-3-11 観光学部LIP（現LPP）教育効果アンケート（事前・事後）（2021-2023）		
	2-3-3-12 観光学部GP履修状況についての面談等（2019-2023）		
	2-3-3-13 学修ポートフォリオにおける入学時アンケート集計（2022,2023）		
	2-3-3-14 新入生アンケート（平成31年度）		
2-3-3-15 新入生アンケート（令和2年度）			
2-3-3-16 新入生アンケート（令和3年度）			
2-3-3-17 新入生アンケート（令和4年度）			
2-3-3-18 新入生アンケート（令和5年度）			
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。			
2-3-3-19 和歌山大学学生自治会発行SUN（抜粋）（2019,2021-2023）（非公表）			
<p>【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 観光学部TedQual証書（令和5年3月13日）、説明資料		
	2-3-4-02 教育学研究科教職大学院認証評価結果（令和6年3月27日）		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組2-3-A】 教学マネジメント指針に基づいた点検に必要な情報を、本学教学アセスメント・ポリシー及び教学アセスメントプランの下で戦略情報室が継続的に収集し、教学マネジメント委員会がe-annual reportとして公表している。さらに各学部・学環、研究科がe-annual reportについて分析を行い、コメントを加えたものを公表し、外部評価委員会の評価を受けている。これにより、組織的な教育改善が効果的に機能している。</p>	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	2-3-2-01 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)		再掲
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		再掲
<p>【活動取組2-3-B】 卒業（修了）時アンケート、卒業（修了）後アンケート、学内合同企業説明会参加企業アンケートを継続的に実施し、教学マネジメント委員会においてe-annual reportとして公表している。さらに各学部・学環、研究科がe-annual reportについて分析を行い、コメントを加えたものを公表し、外部評価委員会の評価を受けている。これにより、学生・卒業生・企業等関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析し、改善につなげることができている。</p>	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	2-3-2-01 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)		再掲
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>		再掲
<p>【活動取組2-3-C】 本学では、学生自治会と学生支援担当の理事が直接、大学運営に関して話し合う場を年に一度、設けている。そこでは、全学生から学生自治会の学生大会に提案された修学や学生生活に関する意見・要望が出され、本学はこれに対応している。また、各学部・学環においても、学生自治会と各学部長・学環長が話し合う場を設けている。この取組は、まさに大学の質向上に資する特色ある取組と言える。</p>	1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程	第9条	再掲
	2-3-3-19 和歌山大学学生自治会発行SUN（抜粋）（2019,2021-2023）（非公表）		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程	第2条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会規程	第2条	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則		再掲
	2-1-1-03 和歌山大学組織機構図・内部質保証体制		再掲
	2-1-2-05 和歌山大学教学マネジメントに係る質保証体制		再掲
	2-1-2-02 和歌山大学教学アセスメント・ポリシー		再掲
	2-1-2-03 和歌山大学教学アセスメントプラン		再掲
	2-1-2-04 教学マネジメントに係る分析、点検、評価		再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 令和元年度第192回教育研究評議会議事録、配付資料（経済学研究科経済学専攻）		
	2-4-1-02 令和3年度第222回教育研究評議会議事録、配付資料（社会インフォマティクス学環）		
	2-4-1-03 令和3年度第221回教育研究評議会議事録、配付資料（観光学研究科観光地域マネジメント専攻）		
	2-4-1-04 令和元年度第83回企画・評価委員会議事録、配付資料（経済学研究科経済学専攻）		
	2-4-1-05 令和3年度第94回企画・評価委員会議事録、配付資料（観光学研究科観光地域マネジメント専攻）		
2-4-1-06 令和3年度第96回企画・評価委員会議事録、配付資料（社会インフォマティクス学環）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人和歌山大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 和歌山大学教育学部教員選考規則（非公表）		
	2-5-1-03 和歌山大学経済学部教員選考規則（非公表）		
	2-5-1-04 和歌山大学システム工学部教員選考規則（非公表）		
	2-5-1-05 和歌山大学観光学部教員選考規則（非公表）		
	2-5-1-06 和歌山大学教職大学院実務家教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-07 和歌山大学大学院観光学研究科観光地域マネジメント専攻実務家教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-08 国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会規程（非公表）		
	2-5-1-09 国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会教員選考委員会細則（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-10 令和5年度教員採用手続事例（学士課程）（非公表）		
2-5-1-11 令和5年度教員昇任手続事例（学士課程）（非公表）			
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-12 令和5年度教員採用手続事例（専門職学位課程：教職開発専攻）（非公表）		
	2-5-1-13 令和3年度教員採用手続事例（専門職学位課程：観光地域マネジメント専攻）（非公表）		
	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
・明文化された規定類			
2-5-2-01 国立大学法人和歌山大学教員活動状況評価に関する規程（非公表）			
2-5-2-02 国立大学法人和歌山大学教員活動状況評価実施細則（非公表）			
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）			
2-5-2-03 教員活動状況評価業務のフロー図（非公表）			
2-5-2-04 【教員宛て通知文書】令和4年度教員活動状況評価について（非公表）			
2-5-2-05 教員活動状況評価結果について（令和2～4年度）（非公表）			

[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 教員活動状況評価結果の処遇への反映について（非公表）		
	2-5-3-02 国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程（非公表）	第13条	
	2-5-3-03 和歌山大学教員活動状況評価結果に基づく研究費の反映等について（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
2-5-2-03 教員活動状況評価業務のフロー図（非公表）		再掲	
2-5-2-04 【教員宛て通知文書】令和4年度教員活動状況評価について（非公表）		再掲	
2-5-2-05 教員活動状況評価結果について（令和2～4年度）（非公表）		再掲	
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 教務関係や厚生補導等を担う職員		
	2-5-5-02 国立大学法人和歌山大学事務分掌規程		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 教育活動の支援や補助等を行う職員		
	2-5-5-04 図書館の業務に従事する職員		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		再掲
・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料			
2-5-5-05 国立大学法人和歌山大学ティーチング・アシスタント及びティーチング・フェロー実施要項			
2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		再掲	

<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 令和5年度情報セキュリティ自己点検		
	2-5-6-02 令和5年度ハラスメント防止研修実施要項		
	2-5-6-03 令和5年度アカデミックハラスメント防止研修実施要項		
	2-5-6-04 令和5年度メンタルヘルス（セルフケア）研修実施要項		
	2-5-6-05 令和5年度安全衛生講習会		
	2-5-6-06 2023安全衛生マニュアル		
	2-5-6-07 ティーチング・アシスタントの皆さんへ 教育学部		
	2-5-6-08 ティーチング・アシスタントの皆さんへ 経済学部		
2-5-6-09 ティーチング・アシスタント研修動画 システム工学部・データ・インテリジェンス教育研究部門			
2-5-6-10 ティーチング・アシスタントの皆さんへ 観光学部			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目2-5-1】 社会インフォマティクス学環（以下「学環」）という。）は経済学部、システム工学部及び観光学部の緊密な関係及び協力に基づく分野横断的な教育課程であることから、学環の教員選考は各教員の専門性に依じた学部の選考規則により行っている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 令和5年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 令和5年度監事監査報告書		
	3-1-1-03 独立監査人の監査報告書（第20期）		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 予算決算の乖離及び経常損失の理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人和歌山大学組織規則		再掲
	3-2-1-01 国立大学法人和歌山大学役員会規程		
	3-2-1-02 国立大学法人和歌山大学経営協議会規程		
	1-3-3-01 国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程		再掲
	2-1-1-01 国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会規程		再掲
	3-2-1-03 国立大学法人和歌山大学広報・情報公開委員会規程		
	2-1-3-01 国立大学法人和歌山大学財務・施設委員会規程		再掲
	2-1-3-08 和歌山大学ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部規則		再掲
	1-3-3-03 和歌山大学教務委員会規程		再掲
	1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則		再掲
	1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程		再掲
	2-1-3-12 和歌山大学入学試験委員会規程		再掲
	2-1-3-05 和歌山大学学生支援委員会規程		再掲
	3-2-1-04 国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会規程		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
・役職者の名簿			
1-3-1-05 役付職員等一覧（和歌山大学ウェブサイト）			再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 国立大学法人和歌山大学事務組織規程		
	2-5-5-02 国立大学法人和歌山大学事務分掌規程		再掲
[分析項目3-3-2] 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・管理運営に係る組織の組織図		
	3-3-1-02 国立大学法人和歌山大学事務機構図		
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	1-3-3-02 和歌山大学教育機構規則		再掲
	3-4-1-01 和歌山大学Well-being機構規則		
	3-4-1-02 和歌山大学紀伊半島価値共創基幹規則		
	3-4-1-03 和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹規則		
	3-4-1-04 和歌山大学国際イニシアティブ基幹規則		
	1-3-3-05 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則		再掲
	2-1-3-08 和歌山大学ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部規則		再掲
	3-2-1-03 国立大学法人和歌山大学広報・情報公開委員会規程		再掲
	2-1-3-01 国立大学法人和歌山大学財務・施設委員会規程		再掲
	1-3-3-06 和歌山大学教学マネジメント委員会規程		再掲
	1-3-3-03 和歌山大学教務委員会規程		再掲
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人和歌山大学監事監査規程		
	3-5-1-02 国立大学法人和歌山大学監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和6年度国立大学法人和歌山大学監事監査計画		
	3-1-1-02 令和5年度監事監査報告書		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 2023年度監査計画概要説明書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-5-2-02 独立監査人の監査報告書（第20期）（非公表）		
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 国立大学法人和歌山大学監査室規程		
	・ 内部監査に関する規定		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-02 国立大学法人和歌山大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和5年度内部監査報告書（非公表）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-4-01 役員連絡会資料（令和6年3月22日）		
	3-5-4-02 監事・会計監査人・監査室意見交換（令和5年6月22日、令和5年10月11日）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等 4-1-4-01 令和5年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和5年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 和歌山大学総合相談窓口運営要項			
	2-1-3-10 和歌山大学Well-being機構キャンパスライフ・健康支援センター規則			再掲
	4-2-1-02 キャンパスライフ・健康支援センター概要等（和歌山大学ウェブサイト）			
	2-1-3-07 キャリア教育・支援部門設置要項			再掲
	4-2-1-03 キャリアセンター概要等（和歌山大学ウェブサイト）			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	2-1-3-06 国立大学法人和歌山大学ハラスメント等の防止等に関する規程			再掲
	4-2-1-04 ハラスメント防止のために（和歌山大学ウェブサイト）			
	2-5-6-02 令和5年度ハラスメント防止研修実施要項			再掲
	2-5-6-03 令和5年度アカデミックハラスメント防止研修実施要項			再掲
	4-2-1-05 令和5年度ハラスメント相談担当者研修実施要項			
	2-5-6-04 令和5年度メンタルヘルス（セルフケア）研修実施要項			再掲
4-2-1-06 ハラスメント防止ハンドブック				
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料				
4-2-1-07 学生支援制度の周知（和歌山大学ウェブサイト）				
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1-08 令和5年度学生教育研究災害傷害保険全員加入仕様書（正規生・非正規留学生）				
4-2-1-09 令和5年4月学生寮入寮状況				
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			

[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	2-1-3-11 和歌山大学国際イニシアティブ基幹日本学教育研究センター規則		再掲
	4-2-3-01 日本学教育研究センター概要等（和歌山大学ウェブサイト）		
	4-2-3-02 和歌山大学における国際交流等に伴う危機管理マニュアル		
	4-2-3-03 海外渡航届 留学生一時出国用 別紙付		
	4-2-3-04 在学中の外国人留学生の皆さまへ（和歌山大学ウェブサイト）		
	4-2-3-05 留学生ハンドブック2023		
	4-2-3-06 マイの和歌山大学留学2022		
	4-2-3-07 2023年度新入留学生オリエンテーション		
	4-2-3-08 2023年度新入留学生オリエンテーション開催案内		
	4-2-3-09 2023年度留学生バディ・プログラム募集要項		
	4-2-3-10 2023年度留学生バディ・プログラム募集案内		
	4-2-3-11 代理申請方法及び提出書類一式		
	4-2-3-12 国際同窓ネットワーク（和歌山大学ウェブサイト）		
・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料	4-2-3-07 2023年度新入留学生オリエンテーション		再掲
	4-2-3-14 How to get to Wakayama from KIX		
	4-2-3-15 入居オリエンテーション2023		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	4-2-4-01 和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針		
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		

<p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧 ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-5-01 授業料／経済援助（和歌山大学ウェブサイト） ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-02 令和5年度日本学生支援機構奨学金採用者数（給付奨学金） 4-2-5-03 令和5年度日本学生支援機構奨学金採用者数（貸与奨学金） ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 4-2-5-04 和歌山大学家計急変奨学金規程 4-2-5-05 和歌山大学博士後期課程支援奨学金規程 4-2-5-06 令和5年度博士後期課程支援奨学金受給者一覧 ・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 4-2-5-07 国立大学法人和歌山大学入学料免除及び徴収猶予に関する規則 4-2-5-08 国立大学法人和歌山大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則 4-2-5-09 国立大学法人和歌山大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する細則 4-2-5-10 令和5年度入学料・授業料免除等状況 ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 4-2-5-11 和歌山大学学生寮管理運営規則 4-2-5-12 和歌山大学学生寮住居案内（和歌山大学ウェブサイト） 4-2-1-09 令和5年4月学生寮入寮状況 ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 4-2-1-08 令和5年度学生教育研究災害傷害保険全員加入仕様書（正規生・非正規留学生） 4-2-5-13 令和5年度物価高に対する経済対策支援事業 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>[活動取組4-2-A] 学生の多様なニーズ（修学、キャリア、心身の不調、障害、SOGI、留学生対応など）に応じた支援を行うため、令和5年4月にダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部を設置した。特に本学では、トレーサビリティの高い学生支援システムを構築すべく、総合相談窓口を設置し、学生の様々な相談に各部署に配置する相談員（医師、保健師、カウンセラー、教員、事務職員等）が連携して全学体制で対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4-2-1-01 和歌山大学総合相談窓口運営要項 4-2-A-01 ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部概要等（和歌山大学ウェブサイト） 4-2-A-02 和歌山大学総合相談窓口（和歌山大学ウェブサイト） 4-2-A-03 和歌山大学総合相談窓口と各支援組織との連携図 		再掲
<p>[活動取組4-2-B] 本学では、学生生活において傷害を負った際の医療費負担軽減を目的に、全学生の保険料を負担して、学生教育研究災害傷害保険（学研災）に一括加入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4-2-1-08 令和5年度学生教育研究災害傷害保険全員加入仕様書（正規生・非正規留学生） 		再掲

<p>【活動取組4-2-C】 キャンパスライフ・健康支援センターでは、困り感を抱えた学生に対して学内に安心できる居場所を提供しながら、カウンセラーによるカウンセリングや医師による診察だけでなく、グループ活動（不定期）やメンタルヘルス研修旅行等を実施している。 ①プログラム介入（もしくは集団に対するプログラム介入）、②自助グループ、③居場所等の集団への働きかけ この全てに取り組む大学は、数少なく本学の特徴的な取組である。</p>	<p>4-2-C-01 和歌山大学メンタルサポートシステム</p>		
<p>【活動取組4-2-D】 キャンパスライフ・健康支援センターでは、障害のある若者や困り感のある学生の社会参加促進と地域協働支援体制の強化を目的とし、平成30年度以降、毎年「タウンミーティング」を開催している。本イベントは、地域の行政・就労支援・教育機関等が一堂に会し、現状の課題や互いの取組、実践的な支援のノウハウなどを情報共有して学び、障害学生をスムーズに支援できる地域体制づくりについて考える場となっている。</p>	<p>4-2-D-01 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「第6回タウンミーティング2023」抜粋）</p>		
<p>【活動取組4-2-E】 本学では、大学生生活に困り感のある学生、障害のある学生の社会参加へ向けた総合的支援を、キャンパスライフ・健康支援センターとキャリアセンターが連携して実施している。</p>	<p>4-2-E-01 大学生生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた総合的支援 4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）</p>		
<p>【活動取組4-2-F】 本学独自の経済支援として、学資負担者の家計急変（失業、破産、倒産、病気、死亡もしくは地震・風水害等を被った場合）により修学を継続することが経済的に困難となり、かつ他の経済的支援を受けられない学生に対して実施する「和歌山大学家計急変奨学金」制度を設けている。また、大学院システム工学研究科博士後期課程及び大学院観光学研究科博士後期課程に入学する優れた資質や能力を有する者に対して返還義務を課さない奨学金を給付する「和歌山大学博士後期課程支援奨学金」制度を設けている。</p>	<p>4-2-5-04 和歌山大学家計急変奨学金規程 4-2-5-05 和歌山大学博士後期課程支援奨学金規程</p>		再掲
<p>【活動取組4-2-G】 経済的に困窮する学生に対する教科書や参考書、資格試験テキスト、文房具、食料品などの購入費用の支援として、令和5年度、独立行政法人日本学生支援機構の物価高に対する経済対策支援金（1,000千円）と本学独自予算（寄附金8,815千円）を財源に、申請のあった1,963名に一人当たり5,000円分の電子マネーを支給した。</p>	<p>4-2-5-13 令和5年度物価高に対する経済対策支援事業</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>活動取組4-2-Bのとおり、大学が全学生の保険料を負担し、学生教育研究災害傷害保険（学研災）に一括加入している。</p>			
<p>活動取組4-2-Dについて、タウンミーティングの参加機関は、初めて開催した平成30年度は10機関であったが、回を重ねるごとに増加し、令和5年度は27機関に増加した。また、特にここ数年は、地元企業への働きかけに力をいれており、令和3年度は9機関、令和4年度は13機関、令和5年度は6機関の新規参加があり、地域における学生の就労支援ネットワークが拡大している。</p>			
<p>活動取組4-2-Eについて、キャンパスライフ・健康支援センターとキャリアセンターの連携により、発達・精神障害のある学生が障害特性やコミュニケーションに関するサポートを受けつつ、低年次から職業体験ができるインターンシップを令和4年度に地域のIT企業2事業所において開始し、初年度は2名、令和5年度は7名と学生の参加が増加している。</p>			
<p>活動取組4-2-Fのとおり、本学独自の経済支援制度を構築している。</p>			
<p>活動取組4-2-Gのとおり、経済的に困窮する学生への教科書等購入費用支援を行っている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

 : 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 入学者受入れの方針（学士課程）（令和7年度向け）		
	5-1-1-02 入学者受入れの方針（修士課程・博士前期課程・専門職学位課程）（令和7年度向け）		
	5-1-1-03 入学者受入れの方針（博士後期課程）（令和7年度向け）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-2-1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 和歌山大学入学試験委員会規程（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-02 令和6年度和歌山大学入学者選抜実施要項等（非公表）		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-03 令和6年度入学者選抜における面接（実技試験）要領等（非公表）		
【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則（非公表）		
	5-2-2-02 和歌山大学アドミッション室設置要項（非公表）		
	5-2-2-03 和歌山大学教学マネジメント委員会規程（非公表）		
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-04 学部・学環における2023年度入試の検証（非公表）		
	5-2-2-05 研究科における2023年度入試の検証（非公表）		
	5-2-2-06 令和6年度第2回教学入試戦略推進本部会議事要旨（非公表）		
5-2-2-07 令和6年度第2回教学マネジメント委員会会議事要旨（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2（改正前基準）		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

和歌山大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	経済学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	システム工学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	観光学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	社会インフォマティクス学環	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	
06	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
07	経済学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	システム工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	観光学研究科（観光学専攻）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
10	観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [全学]		
	6-1-1-(01)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [教育学部]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-1-(01)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [教育学部]		
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(01)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [教育学部]		再掲
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
6-2-1-(01)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [教育学部]		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P43～P54	
	6-3-1-(01)-01 2024年度教育学部履修手引	P21～P37, P46～P79	
	6-3-1-(01)-02 2024年度教育学部開設科目一覧	P24～P52	
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P11～P31, P37～P40, P43～P54	再掲
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(01)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔教育学部〕		再掲
	6-3-1-(01)-02 2024年度教育学部開設科目一覧	P24～P52	再掲
	6-3-1-(01)-01 2024年度教育学部履修手引	P21～P37, P46～P79	再掲
	6-3-1-(01)-03 教育学部カリキュラム・ツリー		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		
	6-3-1-(01)-04 2024年度教育学部シラバス		
6-3-1-(01)-05 教育学部科目ナンバリング対応表			
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第28条第4項	再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第4条	
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(01)-04 2024年度教育学部シラバス		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）	P7～P10	再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第30条～第32条, 第38条	再掲
	6-3-3-(00)-01 単位互換（和歌山大学ウェブサイト）		
	6-3-1-(01)-01 2024年度教育学部履修手引	P83, P84	再掲

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-1-(01)-04 2024年度教育学部シラバス		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(01)-04 2024年度教育学部シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト)		
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-3-1-(01)-04 2024年度教育学部シラバス		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること			
	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること			
	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること			
	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		
	6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		
4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）			再掲

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		
	6-5-4-(00)-05 2023年度外国人留学生チューター実施時間数一覧表		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）			
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況			
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）			
<p>[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組6-5-A] 学生の多様なニーズに対応し得る他学部専門科目の受講制度を設けている。</p>	6-5-A-(00)-01 2023年度他学部専門科目の受講制度による他学部学生への開放科目一覧		
<p>[活動取組6-5-B] キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。</p>	6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(01)-04 2024年度教育学部シラバス		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 2022年度後期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(01)-01 2022年度後期教育学部成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(00)-02 2023年度前期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(01)-02 2023年度前期教育学部成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料			
6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲	
6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲	
	6-7-1-(01)-01 和歌山大学教育学部規則	第6条		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲	
	6-7-1-(01)-01 和歌山大学教育学部規則	第13条	再掲	
	1-3-1-03 和歌山大学学部等運営規程	第4条第1項第1号	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲	
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲	
	6-7-1-(01)-01 和歌山大学教育学部規則	第6条	再掲	
	6-7-3-(00)-01 各学部の卒業要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）			
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）			
	6-7-3-(01)-01 教育学部卒業論文・卒業研究等の評価基準（非公表）			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(01)-01 2024年度教育学部履修手引	P9, P17	再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-(01)-01 2023年度第19回教育学部教授会議事録（非公表）			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(00)-01 2023年度卒業・修了者の教育職員免許状取得状況について		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-1S02-01-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-(01)-01 教育学部卒業生（和歌山県内体験型プログラムの発信）（非公表）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17~P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24~P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料 とともに簡条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(02)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [経済学部]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-1-(02)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [経済学部]		
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(02)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [経済学部]		再掲
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
6-2-1-(02)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [経済学部]		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P43～P54	再掲
	6-3-1-(02)-01 2024年度経済学部開設科目一覧（授業科目表・カリキュラムマップ）		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P11～P31, P37～P40, P43～P54	再掲
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(02)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔経済学部〕		再掲
	6-3-1-(02)-01 2024年度経済学部開設科目一覧（授業科目表・カリキュラムマップ）		再掲
	6-3-1-(02)-02 2024年度経済学部履修手引	P55～P62	
	6-3-1-(02)-03 経済学部カリキュラム・ツリー		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(02)-04 2024年度経済学部シラバス		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第28条第4項	再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第4条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン		再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(02)-04 2024年度経済学部シラバス		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）	P7～P10	再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第30条～第32条, 第38条	再掲
	6-3-3-(00)-01 単位互換（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-3-1-(02)-02 2024年度経済学部履修手引	P42～P48	再掲

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-1-(02)-04 2024年度経済学部シラバス		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(02)-04 2024年度経済学部シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-3-1-(02)-04 2024年度経済学部シラバス		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		再掲
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		再掲
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		再掲
6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		再掲	
4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）			再掲

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	6-5-4-(00)-05 2023年度外国人留学生チューター実施時間数一覧表		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）		再掲	
<p>[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>[活動取組6-5-A] 学生の多様なニーズに対応し得る他学部専門科目の受講制度を設けている。</p>	6-5-A-(00)-01 2023年度他学部専門科目の受講制度による他学部学生への開放科目一覧		再掲
<p>[活動取組6-5-B] キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。</p>	6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程 6-6-1-(02)-01 経済学部成績評価ループリック	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(02)-04 2024年度経済学部シラバス 6-3-1-(02)-02 2024年度経済学部履修手引	P38	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 2022年度後期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		再掲
	6-6-3-(02)-01 2022年度後期経済学部成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(00)-02 2023年度前期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		再掲
	6-6-3-(02)-02 2023年度前期経済学部成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料			
6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲	
6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
6-6-3-(02)-03 経済学部の成績不振基準			
6-6-3-(02)-04 経済学部成績優秀学生の表彰に関する内規			
・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条, 第34条	再掲
	6-7-1-(02)-01 和歌山大学経済学部規則	第7条	
	6-7-1-(02)-02 和歌山大学経済学部早期卒業に関する規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条, 第34条	再掲
	6-7-1-(02)-01 和歌山大学経済学部規則	第12条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条, 第34条	再掲
	6-7-1-(02)-01 和歌山大学経済学部規則	第7条	再掲
	6-7-1-(02)-02 和歌山大学経済学部早期卒業に関する規程		再掲
	6-7-3-(00)-01 各学部の卒業要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）		再掲
	6-7-3-(02)-01 経済学部卒業研究論文の評価基準（非公表）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(02)-02 2024年度経済学部履修手引	P55～P62	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(02)-01 2023年度第1424回経済学部教授会・会議録（非公表）		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(02)-01 2023年度経済学部資格取得状況一覧		
	6-8-1-(00)-01 2023年度卒業・修了者の教育職員免許状取得状況について		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(02)-02 2023年度経済学部・経済学研究所教員・ゼミナール受賞一覧（和歌山大学ウェブサイト）		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL） https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-1C09-01-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-(02)-01 経済学部卒業生（フリーアナウンサー）（非公表）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17~P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24~P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-1] 別紙様式6-8-1の標準修業年限内の卒業率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業率の算出において、3年次編入学生は当該編入学年度の3年次生と同等に取り扱っている。	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(03)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [システム工学部]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-1-(03)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [システム工学部]		
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(03)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [システム工学部]		再掲
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-2-1-(03)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [システム工学部]		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P43～P54	再掲
	6-3-1-(03)-01 2024年度システム工学部履修手引	P45～P55	
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P11～P31, P37～P40, P43～P54	再掲
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(03)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔システム工学部〕		再掲
	6-3-1-(03)-01 2024年度システム工学部履修手引	P3～P21, P45～P55	再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果	
・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定			
2-1-2-01 和歌山大学学則		第28条第4項	再掲
6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程		第4条	再掲
・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料			
6-3-2-(03)-01 システム工学部日本学術会議による参照基準等との考察結果			
・ シラバス			
6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン			再掲
6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス			再掲
6-3-1-(03)-02 2024年度システム工学部シラバス			再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）	P7～P10	再掲
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第30条～第32条, 第38条	再掲
6-3-3-(00)-01 単位互換（和歌山大学ウェブサイト）		再掲	
6-3-1-(03)-01 2024年度システム工学部履修手引	P31, P32	再掲	

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-1-(03)-02 2024年度システム工学部シラバス		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(03)-02 2024年度システム工学部シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-3-1-(03)-02 2024年度システム工学部シラバス		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		再掲
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		再掲
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		再掲
	6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		再掲
4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）			再掲

和歌山大学 領域6 (03システム工学部)

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	6-5-4-(00)-05 2023年度外国人留学生チューター実施時間数一覧表		再掲
	6-5-4-(03)-01 2023年度システム工学部修学支援チューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）		再掲	
<p>[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組6-5-A] 学生の多様なニーズに対応し得る他学部専門科目の受講制度を設けている。</p>	6-5-A-(00)-01 2023年度他学部専門科目の受講制度による他学部学生への開放科目一覧		再掲
<p>[活動取組6-5-B] キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。</p>	6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(03)-02 2024年度システム工学部シラバス		再掲
	6-3-1-(03)-01 2024年度システム工学部履修手引	P30	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 2022年度後期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		再掲
	6-6-3-(03)-01 2022年度後期システム工学部成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(00)-02 2023年度前期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		再掲
	6-6-3-(03)-02 2023年度前期システム工学部成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲
6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲
	6-7-1-(03)-01 和歌山大学システム工学部規則	第7条, 第12条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲
	6-7-1-(03)-01 和歌山大学システム工学部規則	第12条	再掲
	1-3-1-03 和歌山大学学部等運営規程	第4条第1項第1号	再掲
	1-3-2-03 和歌山大学システム工学部教授会規程	第3条	再掲
	[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準	
・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲
	6-7-1-(03)-01 和歌山大学システム工学部規則	第7条, 第12条	再掲
	6-7-3-(00)-01 各学部の卒業要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）		再掲
	6-7-3-(03)-01 システム工学部卒業論文・卒業研究等の評価基準（非公表）		
	6-3-1-(03)-01 2024年度システム工学部履修手引	P24, P25	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-(03)-01 2023年度第339回システム工学部教授会議事録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(00)-01 2023年度卒業・修了者の教育職員免許状取得状況について		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(03)-01 2023年システム工学部長表彰一覧		
	6-8-1-(03)-02 2022年度システム工学部に係る論文等对外発表一覧		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-1G10-01-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17~P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24~P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-1] 別紙様式6-8-1の標準修業年限内の卒業率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業率の算出において、3年次編入学生は当該編入年度の3年次生と同等に取り扱っている。	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(04)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [観光学部]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-1-(04)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [観光学部]		
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(04)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [観光学部]		再掲
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-2-1-(04)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [観光学部]		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P43～P54	再掲
	6-3-1-(04)-01 2024年度観光学部履修手引	P17～P20, P27～P30, P83～P90	
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P11～P31, P37～P40, P43～P54	再掲
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程【全学】		再掲
	6-1-1-(04)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程【観光学部】		再掲
	6-3-1-(04)-01 2024年度観光学部履修手引	P14, P17～P20, P27～P30, P83～P90	再掲
	6-3-1-(04)-02 観光学部履修モデル（2021年4月以降の入学者対象）		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(04)-03 2024年度観光学部シラバス		
	[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果	
2-3-4-01 観光学部TedQual証書（令和5年3月13日）、説明資料			再掲
・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定			
2-1-2-01 和歌山大学学則		第28条第4項	再掲
6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程		第4条	再掲
・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料			
・ シラバス			
6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン			再掲
6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス			再掲
6-3-1-(04)-03 2024年度観光学部シラバス			再掲
・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料			
2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）	P7～P10	再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第30条～第32条, 第38条	再掲
	6-3-3-(00)-01 単位互換（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-3-1-(04)-01 2024年度観光学部履修手引	P72～P77	再掲

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-1-(04)-03 2024年度観光学部シラバス		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(04)-03 2024年度観光学部シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-3-1-(04)-03 2024年度観光学部シラバス		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること			
	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること			
	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること			
	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		再掲
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		再掲
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		再掲
	6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		再掲
4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）			再掲

<p>【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12～P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）		再掲	
<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-5-A】 学生の多様なニーズに対応し得る他学部専門科目の受講制度を設けている。</p>	6-5-A-(00)-01 2023年度他学部専門科目の受講制度による他学部学生への開放科目一覧		再掲
<p>【活動取組6-5-B】 キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。</p>	6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(04)-03 2024年度観光学部シラバス		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 2022年度後期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		再掲
	6-6-3-(04)-01 2022年度後期観光学部成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(00)-02 2023年度前期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		再掲
	6-6-3-(04)-02 2023年度前期観光学部成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料			
6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲	
6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲	
	6-7-1-(04)-01 和歌山大学観光学部規則	第7条		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲	
	6-7-1-(04)-01 和歌山大学観光学部規則	第11条	再掲	
	1-3-1-03 和歌山大学学部等運営規程	第4条第1項第1号	再掲	
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲	
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条	再掲	
	6-7-1-(04)-01 和歌山大学観光学部規則	第7条	再掲	
	6-7-3-(00)-01 各学部の卒業要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）		再掲	
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）		再掲	
	6-7-3-(04)-01 観光学部卒業論文・卒業研究等の評価基準（非公表）		再掲	
【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(04)-01 2024年度観光学部履修手引	P27～P30, P57～P60	再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-(04)-01 2023年度第229回観光学部教授会議事録（非公表）			
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(04)-01 2023年度観光学部検定試験による単位認定状況（非公表）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(04)-02 2010～2023年度観光学部・観光学研究科学生の表彰・受賞歴		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-1C55-01-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17～P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24～P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
		2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(05)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 学士課程 [社会インフォマティクス学環]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-1-(05)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [社会インフォマティクス学環]		
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(05)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 学士課程 [社会インフォマティクス学環]		再掲
	6-2-1-(00)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [全学]		再掲
	6-2-1-(05)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 学士課程 [社会インフォマティクス学環]		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P43～P54	再掲
	6-3-1-(05)-01 2024年度社会インフォマティクス学環教育課程表		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-01 2024年度教養教育科目連携展開科目履修手引	P11～P31, P37～P40, P43～P54	再掲
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(00)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(05)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）学士課程〔社会インフォマティクス学環〕		再掲
	6-3-1-(05)-02 2024年度社会インフォマティクス学環履修手引	P11～P13	
	6-3-1-(05)-01 2024年度社会インフォマティクス学環教育課程表		再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(05)-03 2024年度社会インフォマティクス学環シラバス		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第28条第4項	再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第4条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン		再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(05)-03 2024年度社会インフォマティクス学環シラバス		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第30条～第32条, 第38条	再掲
	6-3-3-(00)-01 単位互換（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-3-1-(05)-02 2024年度社会インフォマティクス学環履修手引	P19～P22	再掲

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(05)-03 2024年度社会インフォマティクス学環シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(05)-03 2024年度社会インフォマティクス学環シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(05)-03 2024年度社会インフォマティクス学環シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)		再掲
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)		再掲
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)		再掲
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)		再掲
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書(「障害学生支援サポーターの養成」抜粋)		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書(「障害学生支援サポーターの養成」抜粋)		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況(全学部・学環・研究科)		再掲	

<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-5-A】 学生の多様なニーズに対応し得る他学部専門科目の受講制度を設けている。</p>	<p>6-5-A-(00)-01 2023年度他学部専門科目の受講制度による他学部学生への開放科目一覧</p>		<p>再掲</p>
<p>【活動取組6-5-B】 キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。</p>	<p>6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧</p>		<p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(00)-04 2024年度教養教育科目連携展開科目シラバス		再掲
	6-3-1-(05)-03 2024年度社会インフォマティクス学環シラバス		再掲
	6-3-1-(05)-02 2024年度社会インフォマティクス学環履修手引	P16	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-02 2023年度前期教養教育科目連携展開科目成績評価分布表 (非公表)		再掲
	6-6-3-(05)-01 2023年度前期社会インフォマティクス学環成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条～第14条	再掲
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条, 第34条	再掲
	6-7-1-(05)-01 和歌山大学社会インフォマティクス学環規則	第5条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条, 第34条	再掲
	6-7-1-(05)-01 和歌山大学社会インフォマティクス学環規則	第7条	再掲
	1-3-1-03 和歌山大学学部等運営規程	第4条第1項第1号	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第33条, 第34条	再掲
	6-7-1-(05)-01 和歌山大学社会インフォマティクス学環規則	第5条	再掲
	6-7-3-(00)-01 各学部の卒業要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）		再掲
	6-7-3-(05)-01 社会インフォマティクス学環卒業論文・卒業研究等の評価基準（非公表）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(05)-02 2024年度社会インフォマティクス学環履修手引	P7~P10	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程【全学】		
	6-1-1-(06)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院専門職学位課程【教育学研究科】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 [全学]		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-2-1-(06)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院専門職学位課程 [教育学研究科]		
	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(06)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院専門職学位課程 [教育学研究科]		再掲
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 [全学]		再掲
6-2-1-(06)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院専門職学位課程 [教育学研究科]		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(06)-01 2024年度教育学研究科履修手引	P6, P14～P17	
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(06)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院専門職学位課程〔教育学研究科〕		再掲
	6-3-1-(06)-01 2024年度教育学研究科履修手引	P6, P14～P17	再掲
	6-3-1-(06)-02 教育学研究科カリキュラム・ツリー		
	6-3-1-(06)-03 2024年度教育学研究科シラバス		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	2-3-4-02 教育学研究科教職大学院認証評価結果（令和6年3月27日）		再掲
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第69条第5項	再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第4条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン		再掲
	6-3-1-(06)-03 2024年度教育学研究科シラバス		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）	P7～P10	再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第72条, 第74条, 第82条	再掲
	6-3-1-(06)-01 2024年度教育学研究科履修手引	P7	再掲

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） <p>6-3-1-(06)-01 2024年度教育学研究科履修手引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 <p>6-3-5-(06)-01 和歌山大学教職大学院運営協議会規程</p> <p>6-3-5-(06)-02 2023年度和歌山大学教職大学院運営協議会次第</p>	<p>P6, P14~P17</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

【改善を要する事項】

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(06)-01 2024年度教育学研究科教職大学院学年暦・授業計画		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(06)-01 2024年度教育学研究科教職大学院学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス 6-3-1-(06)-03 2024年度教育学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(06)-03 2024年度教育学研究科シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-1-(06)-03 2024年度教育学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
	6-4-5-(06)-01 教育学部・教育学研究科CAP制についての申し合わせ		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第75条	再掲
	6-3-1-(06)-01 2024年度教育学研究科履修手引	P7	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
	6-4-8-(06)-01 2023年度教育学研究科連携協力校一覧		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		再掲
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		再掲
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		再掲
	6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		再掲
4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）			再掲

【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）		再掲	
【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-B】 キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。	6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(06)-03 2024年度教育学研究科シラバス		再掲
	6-3-1-(06)-01 2024年度教育学研究科履修手引	P9	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(06)-01 2022年度後期教育学研究科成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(06)-02 2023年度前期教育学研究科成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第78条の2	再掲
	6-7-1-(06)-01 和歌山大学大学院教育学研究科規則	第6条第2項	
	6-7-1-(06)-02 和歌山大学大学院教育学研究科長期履修学生規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第14条	
	6-7-1-(06)-01 和歌山大学大学院教育学研究科規則	第15条, 第16条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲
	1-3-2-06 和歌山大学大学院教育学研究科会議規程	第3条	再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第78条の2	再掲
	6-7-1-(06)-01 和歌山大学大学院教育学研究科規則	第6条第2項	再掲
	6-7-1-(06)-02 和歌山大学大学院教育学研究科長期履修学生規程		再掲
	6-7-3-(00)-03 大学院各研究科の修了要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）		
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）		再掲
	6-7-3-(06)-01 教育学研究科専門職学位課程修了研究の評価基準（非公表）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(06)-01 2024年度教育学研究科履修手引	P6, P10~P12	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(06)-01 2023年度第11回教育学研究科会議議事録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(00)-01 2023年度卒業・修了者の教育職員免許状取得状況について		再掲
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-GS01-02-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17~P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24~P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(07)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程 [経済学研究科]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(07)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程〔経済学研究科〕		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(07)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程〔経済学研究科〕		再掲
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(07)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程〔経済学研究科〕		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(07)-01 2024年度経済学研究科開設科目一覧（授業科目表・カリキュラムマップ）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(07)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程 [経済学研究科]		再掲
	6-3-1-(07)-01 2024年度経済学研究科開設科目一覧（授業科目表・カリキュラムマップ）		再掲
	6-3-1-(07)-02 経済学研究科カリキュラム・ツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(07)-03 2024年度経済学研究科シラバス		
	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第69条第5項	再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第4条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-1-(07)-03 2024年度経済学研究科シラバス		再掲
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）	P7～P10	再掲
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第72条, 第74条, 第82条	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第7条の2～第7条の4	
	6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引	P33	

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）</p>		
	<p>2-1-2-01 和歌山大学学則</p>	第68条, 第70条, 第73条, 第75条	再掲
	<p>6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則</p>	第3条	再掲
	<p>6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引</p>	P37	再掲
	<p>6-3-4-(07)-01 2024年度経済学研究科副指導教員の選出について</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引</p>	P34~P36	再掲
	<p>6-3-4-(07)-02 経済学研究科プログラム共通セミナーオリエンテーション</p>		
	<p>6-3-4-(07)-03 2023年度経済学研究科修論中間報告会について</p>		
	<p>6-3-4-(07)-04 2023年度経済学研究科修論報告会について</p>		
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(00)-01 国立大学法人和歌山大学研究活動の不正行為防止等規程</p>	第5条第3項	
	<p>6-3-4-(00)-02 2023年度研究倫理教育の実施について</p>		
	<p>6-3-4-(07)-05 2023年度経済学研究科研究倫理教育の受講（研究科長→大学院生）</p>		
<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>			
<p>2-5-6-08 ティーチング・アシスタントの皆さんへ 経済学部</p>		再掲	
<p>6-3-4-(07)-06 2023年度経済学研究科ティーチング・アシスタント雇用一覧（非公表）</p>			
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス 6-3-1-(07)-03 2024年度経済学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(07)-03 2024年度経済学研究科シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト) 6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引	P46	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-1-(07)-03 2024年度経済学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 2-1-2-01 和歌山大学学則	第75条	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第6条の2	再掲
	6-4-6-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則に基づき定める事項に関する細則	第3条	
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-4-3】 研究指導に相当する科目は配置しておらず、修了要件の必要単位数と研究指導は明確に区分されている。</p>			
<p>【分析項目6-4-6】 岸和田サテライトにおいて夜間に講義を行う場合は講義終了時間まで1名以上のスタッフが常駐しており、栄谷キャンパスの学務課経済学部係スタッフと連絡可能な体制を構築している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		再掲
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		再掲
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		再掲
	6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		再掲
4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）			再掲
6-5-3-(00)-05 2023年度高度専門型インターンシップ実施要項			

【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）		再掲	
【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-B】 キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。	6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(07)-03 2024年度経済学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(07)-01 2022年度後期経済学研究科成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(07)-02 2023年度前期経済学研究科成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲
6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第76条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第3条第2項, 第3項	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第6条, 第6条の3, 第6条の4	再掲
	6-7-1-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科社会人短期履修制度に関する規程		
	6-7-1-(07)-02 和歌山大学大学院経済学研究科長期履修学生規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第6条, 第7条第1項, 第8条第1項, 第3項, 第9条, 第11条第1項, 第12条～第14条	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第10条～第12条	再掲
1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲	
1-3-2-07 和歌山大学大学院経済学研究科会議規程	第3条	再掲	

[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条第2項	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第6条, 第7条第1項, 第8条第1項, 第3項, 第11条第1項, 第12条, 第14条	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第10条, 第11条	再掲
	6-7-2-(07)-01 経済学研究科修士課程学位論文の評価基準（非公表）		
	6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引	P40～P42	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第6条, 第7条第1項, 第8条第1項, 第3項, 第9条, 第11条第1項, 第12条～第14条	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第10条～第12条	再掲
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲
	1-3-2-07 和歌山大学大学院経済学研究科会議規程	第3条	再掲
	6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引	P40～P42	再掲
	6-7-2-(07)-02 2023年度経済学研究科修士論文審査報告書		
	6-7-2-(07)-03 2023年度経済学研究科修士論文審査委員選出依頼		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第76条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第3条第2項, 第3項	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第6条, 第6条の3, 第6条の4	再掲
	6-7-1-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科社会人短期履修制度に関する規程		再掲
	6-7-1-(07)-02 和歌山大学大学院経済学研究科長期履修学生規程		再掲
	6-7-3-(00)-03 大学院各研究科の修了要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）		再掲
	6-7-2-(07)-01 経済学研究科修士課程学位論文の評価基準（非公表）		再掲
	6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引	P45, P46	再掲

【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(07)-01 2023年度第767回経済学研究科会議・会議録、修士論文判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条第2項	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第6条, 第7条第1項, 第8条第1項, 第3項, 第11条第1項, 第12条, 第14条	再掲
	6-3-3-(07)-01 和歌山大学大学院経済学研究科規則	第10条, 第11条	再掲
	6-7-2-(07)-01 経済学研究科修士課程学位論文の評価基準（非公表）		再掲
	6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引	P40~P42	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-3-(07)-02 2024年度経済学研究科履修手引	P42	再掲
6-7-2-(07)-03 2023年度経済学研究科修士論文審査委員選出依頼		再掲	
6-7-4-(07)-01 2023年度第767回経済学研究科会議・会議録、修士論文判定資料（非公表）		再掲	
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(02)-02 2023年度経済学部・経済学研究科教員・ゼミナール受賞一覧（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-1C09-02-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-(07)-01 経済学研究科修了生（市長）（非公表）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17～P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24～P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

[] : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(08)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院博士前期課程 [システム工学研究科]		
	6-1-1-(00)-03 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院博士後期課程 [全学]		
	6-1-1-(08)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院博士後期課程 [システム工学研究科]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(08)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士前期課程〔システム工学研究科〕		
	6-2-1-(00)-03 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士後期課程〔全学〕		
	6-2-1-(08)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士後期課程〔システム工学研究科〕		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(08)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士前期課程〔システム工学研究科〕		再掲
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(08)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士前期課程〔システム工学研究科〕		再掲
	6-1-1-(00)-03 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士後期課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(08)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士後期課程〔システム工学研究科〕		再掲
	6-2-1-(00)-03 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士後期課程〔全学〕		再掲
6-2-1-(08)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士後期課程〔システム工学研究科〕		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(08)-01 2024年度システム工学研究科開設科目一覧（博士前期課程・博士後期課程）		
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(08)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士前期課程〔システム工学研究科〕		再掲
	6-1-1-(08)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士後期課程〔システム工学研究科〕		再掲
	6-3-1-(08)-01 2024年度システム工学研究科開設科目一覧（博士前期課程・博士後期課程）		再掲
	6-3-1-(08)-02 システム工学研究科博士後期課程カリキュラム概念図		
	6-3-1-(08)-03 2024年度システム工学研究科履修手引	P10～P16, P21～P24	
	6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則	第5条の4	
	6-3-1-(08)-05 システム工学研究科個別プログラム要項		
	6-3-1-(08)-06 2024年度システム工学研究科シラバス		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第69条第5項	再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第4条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン		再掲
	6-3-1-(08)-06 2024年度システム工学研究科シラバス		再掲
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>（分析コメント含む）	P7～P10	再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第72条, 第74条, 第82条	再掲
	6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則	第7条, 第12条	再掲

和歌山大学 領域6 (08システム工学研究科)

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）</p>		
	<p>2-1-2-01 和歌山大学学則</p>	<p>第68条, 第70条, 第73条</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則</p>	<p>第3条, 第5条第1項, 第4項</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-4-(08)-01 2024年度システム工学研究科博士前期課程における研究指導及び修士論文作成について並びに博士後期課程研究指導及び博士論文作成について</p>		
	<p>6-3-4-(08)-02 システム工学研究科の研究指導に関する申告書</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則</p>	<p>第5条第1項, 第4項</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-4-(08)-02 システム工学研究科の研究指導に関する申告書</p>		<p>再掲</p>
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(08)-03 システム工学研究科研究発表に対する支援経費補助</p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(08)-04 システム工学研究科データ関連人材育成関西地区コンソーシアム</p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(00)-01 国立大学法人和歌山大学研究活動の不正行為防止等規程</p>	<p>第5条第3項</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-4-(00)-02 2023年度研究倫理教育の実施について</p>		<p>再掲</p>
<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>			
<p>2-5-6-09 ティーチング・アシスタント研修動画 システム工学部・データ・インテリジェンス教育研究部門</p>		<p>再掲</p>	
<p>6-3-4-(08)-05 2023年度システム工学研究科ティーチング・アシスタント雇用（雇入）計画表（非公表）</p>			
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス 6-3-1-(08)-06 2024年度システム工学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(08)-06 2024年度システム工学研究科シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト) 6-3-1-(08)-03 2024年度システム工学研究科履修手引	P10, P23	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-1-(08)-06 2024年度システム工学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-4-3】 研究指導に相当する科目は配置しておらず、修了要件の必要単位数と研究指導は明確に区分されている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		再掲
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		再掲
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		再掲
	6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		再掲
	4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋）		再掲
	6-5-3-(00)-05 2023年度高度専門型インターンシップ実施要項		再掲
	6-3-4-(08)-04 システム工学研究科データ関連人材育成関西地区コンソーシアム		再掲

【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	6-5-4-(00)-05 2023年度外国人留学生チューター実施時間数一覧表		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）		再掲	

【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
---	------------------------	--	--

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【活動取組6-5-B】 キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。	6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧		再掲
---	---	--	----

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 ■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(08)-06 2024年度システム工学研究科シラバス		再掲
	6-3-1-(08)-03 2024年度システム工学研究科履修手引	P12	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(08)-01 2022年度後期システム工学研究科成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(08)-02 2023年度前期システム工学研究科成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第77条, 第78条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第3条第2項～第4項	再掲
	6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則	第5条, 第5条の2	再掲
	6-7-1-(08)-01 和歌山大学大学院システム工学研究科長期履修学生規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条～第9条, 第11条～第14条	再掲
	6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則	第10条, 第11条	再掲
1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲	
1-3-2-08 和歌山大学大学院システム工学研究科会議規程	第1条の2	再掲	

和歌山大学 領域6 (08システム工学研究科)

<p>[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること</p>	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条第2項	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条～第8条, 第11条, 第12条, 第14条	再掲
	6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則	第10条	再掲
	6-7-2-(08)-01 システム工学研究科博士前期課程学位論文の評価基準（非公表）		
	6-7-2-(08)-02 システム工学研究科博士後期課程学位論文の評価基準（非公表）		
	6-3-4-(08)-01 2024年度システム工学研究科博士前期課程における研究指導及び修士論文作成について並びに博士後期課程研究指導及び博士論文作成について		再掲
	6-7-2-(08)-03 システム工学研究科修士論文・博士論文審査体制等		
	6-7-2-(08)-04 システム工学研究科修士論文・博士論文評価シート		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条～第9条, 第11条～第14条	再掲
	6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則	第10条, 第11条	再掲
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲
	1-3-2-08 和歌山大学大学院システム工学研究科会議規程	第1条の2	再掲
	6-3-4-(08)-01 2024年度システム工学研究科博士前期課程における研究指導及び修士論文作成について並びに博士後期課程研究指導及び博士論文作成について		再掲
	6-7-2-(08)-03 システム工学研究科修士論文・博士論文審査体制等		再掲
	6-7-2-(08)-04 システム工学研究科修士論文・博士論文評価シート		再掲

和歌山大学 領域6 (08システム工学研究科)

[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-6-4-(00)-03 学内規則(和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第77条, 第78条	再掲	
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第3条第2項~第4項	再掲	
	6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則	第5条, 第5条の2	再掲	
	6-7-1-(08)-01 和歌山大学大学院システム工学研究科長期履修学生規程		再掲	
	6-7-3-(00)-03 大学院各研究科の修了要件・判定基準(和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準(学内限定)(和歌山大学ウェブサイト)(非公表)		再掲	
	6-7-2-(08)-01 システム工学研究科博士前期課程学位論文の評価基準(非公表)		再掲	
	6-7-2-(08)-02 システム工学研究科博士後期課程学位論文の評価基準(非公表)		再掲	
	6-3-1-(08)-03 2024年度システム工学研究科履修手引	P10, P23	再掲	
	6-3-4-(08)-01 2024年度システム工学研究科博士前期課程における研究指導及び修士論文作成について並びに博士後期課程研究指導及び博士論文作成について		再掲	
	[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
		6-7-4-(08)-01 2023年度第217回システム工学研究科会議議事録、博士論文・修士論文判定資料(非公表)		
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等				
2-1-2-01 和歌山大学学則		第79条第2項	再掲	
6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程		第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条~第8条, 第11条, 第12条, 第14条	再掲	
6-3-1-(08)-04 和歌山大学大学院システム工学研究科規則		第10条	再掲	
6-7-2-(08)-01 システム工学研究科博士前期課程学位論文の評価基準(非公表)			再掲	
6-7-2-(08)-02 システム工学研究科博士後期課程学位論文の評価基準(非公表)			再掲	
6-3-4-(08)-01 2024年度システム工学研究科博士前期課程における研究指導及び修士論文作成について並びに博士後期課程研究指導及び博士論文作成について			再掲	
6-7-2-(08)-03 システム工学研究科修士論文・博士論文審査体制等			再掲	
6-7-2-(08)-04 システム工学研究科修士論文・博士論文評価シート			再掲	
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料				
6-7-2-(08)-03 システム工学研究科修士論文・博士論文審査体制等			再掲	
6-7-4-(08)-01 2023年度第217回システム工学研究科会議議事録、博士論文・修士論文判定資料(非公表)			再掲	

<p>【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(08)-01 2023年度システム工学研究科認定人間工学準専門家(CAEP)取得者		
	6-8-1-(00)-01 2023年度卒業・修了者の教育職員免許状取得状況について		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(08)-02 2023年システム工学研究科長表彰一覧		
	6-8-1-(08)-03 2022年度システム工学研究科に係る論文等対外発表一覧		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-2G24-02-01.html		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-4G24-02-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17~P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24~P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針 6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(09)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院博士前期課程 [観光学研究科 (観光学専攻)]		
	6-1-1-(00)-03 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院博士後期課程 [全学]		再掲
	6-1-1-(09)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 大学院博士後期課程 [観光学研究科 (観光学専攻)]		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(09)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士前期課程〔観光学研究科（観光学専攻）〕		
	6-2-1-(00)-03 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士後期課程〔全学〕		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(09)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士前期課程〔観光学研究科（観光学専攻）〕		再掲
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(09)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士前期課程〔観光学研究科（観光学専攻）〕		再掲
	6-1-1-(00)-03 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士後期課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(09)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院博士後期課程〔観光学研究科（観光学専攻）〕		再掲
	6-2-1-(00)-03 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士後期課程〔全学〕		再掲
6-2-1-(09)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院博士後期課程〔観光学研究科（観光学専攻）〕		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程履修手引	P36, P37	
	6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程履修手引	P19, P21	
	・体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(09)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)大学院博士前期課程[観光学研究科(観光学専攻)]		再掲
	6-1-1-(09)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)大学院博士後期課程[観光学研究科(観光学専攻)]		再掲
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程履修手引	P18, P36, P37	再掲
	6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程履修手引	P17, P21	再掲
	6-3-1-(09)-03 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程シラバス		
	6-3-1-(09)-04 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程シラバス		
	[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果	
・学則等の授業科目の時間数に関する規定			
2-1-2-01 和歌山大学学則		第69条第5項	再掲
6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程		第4条	再掲
・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料			
・シラバス			
6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン			再掲
6-3-1-(09)-03 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程シラバス			再掲
6-3-1-(09)-04 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程シラバス			再掲
・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料			
2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>(分析コメント含む)	P7~P10	再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第72条, 第74条, 第82条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第10条, 第11条, 第18条	
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程履修手引	P12, P13	再掲

和歌山大学 領域6 (09観光学研究科 (観光学専攻))

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）</p>		
	<p>2-1-2-01 和歌山大学学則</p>	<p>第68条, 第70条, 第73条, 第75条</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則</p>	<p>第5条</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-4-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程の運用および学位論文の提出審査に関する内規</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科（観光学専攻）博士前期課程履修手引</p>	<p>P20～P22</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科（観光学専攻）博士後期課程履修手引</p>	<p>P22～P24</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-4-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程の運用および学位論文の提出審査に関する内規</p>		<p>再掲</p>
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(09)-02 2023年度観光学研究科大学院学生研究活動促進費募集</p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(00)-01 国立大学法人和歌山大学研究活動の不正行為防止等規程</p>	<p>第5条第3項</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-4-(00)-02 2023年度研究倫理教育の実施について</p>		<p>再掲</p>
<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>			
<p>2-5-6-10 ティーチング・アシスタントの皆さんへ 観光学部</p>		<p>再掲</p>	
<p>6-3-4-(09)-03 2023年度観光学部ティーチング・アシスタント雇用計画及び選考について（非公表）</p>			
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(09)-03 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程シラバス		再掲
	6-3-1-(09)-04 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(09)-03 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程シラバス		再掲
	6-3-1-(09)-04 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル(シラバス)		再掲
	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程履修手引	P29	再掲
	6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程履修手引	P19	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-(09)-03 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程シラバス		再掲
	6-3-1-(09)-04 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第75条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第12条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-3] 研究指導に相当する科目は配置しておらず、修了要件の必要単位数と研究指導は明確に区分されている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
	6-5-3-(00)-01 2023年度インターンシップ実施要項		再掲
	6-5-3-(00)-02 2023年度インターンシップ学生向け説明会資料		再掲
	6-5-3-(00)-03 2023年度インターンシップ参加企業一覧		再掲
	6-5-3-(00)-04 2023年度インターンシップ参加人数		再掲
	4-2-E-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書(「支援を要する学生向けインターンシップの開催」抜粋)		再掲
6-5-3-(00)-05 2023年度高度専門型インターンシップ実施要項		再掲	

和歌山大学 領域6 (09観光学研究科(観光学専攻))

<p>【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<p>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)</p>		
	<p>6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</p>		再掲
	<p>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック</p>	P8	再掲
	<p>6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書(「障害学生支援サポーターの養成」抜粋)</p>		再掲
	<p>6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績</p>		再掲
	<p>6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項</p>		再掲
	<p>・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所</p>		
	<p>6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料</p>		再掲
	<p>・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック</p>	P8, P12~P18, P26	再掲
	<p>4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領</p>		再掲
	<p>6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書(「障害学生支援サポーターの養成」抜粋)</p>		再掲
	<p>6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座(和歌山大学ウェブサイト)</p>		再掲
	<p>6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績</p>		再掲
<p>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料</p>			
<p>・学習支援の利用実績が確認できる資料</p>			
<p>6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況</p>		再掲	
<p>6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況(全学部・学環・研究科)</p>		再掲	
<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること(より望ましい取組として分析)</p>	<p>・国内学生海外派遣実績(別紙様式6-5-5)</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-5-B】 キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。</p>	<p>6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-3-1-(09)-03 2024年度観光学研究科 (観光学専攻) 博士前期課程シラバス		再掲
	6-3-1-(09)-04 2024年度観光学研究科 (観光学専攻) 博士後期課程シラバス		再掲
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科 (観光学専攻) 博士前期課程履修手引	P14	再掲
6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科 (観光学専攻) 博士後期課程履修手引	P13	再掲	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(09)-01 2022年度後期観光学研究科 (観光学専攻) 成績評価分布表 (非公表)		
	6-6-3-(09)-02 2023年度前期観光学研究科 (観光学専攻) 成績評価分布表 (非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-04 2022年度後期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について (依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	2-3-2-02 令和4年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版> (分析コメント含む)	P7~P10	再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条~第14条	再掲	
6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について (和歌山大学ウェブサイト)		再掲	
・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則 (和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第77条, 第78条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第3条第2項~第4項	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第2条の2, 第7条第1項~第3項	再掲
	6-7-1-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科社会人短期履修制度に関する規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条~第9条, 第11条~第14条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第15条~第17条	再掲
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲
1-3-2-09 和歌山大学大学院観光学研究科会議規程	第3条	再掲	

和歌山大学 領域6 (09観光学研究科(観光学専攻))

<p>[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること</p>	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条第2項	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条～第8条, 第11条, 第12条, 第14条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第15条, 第16条	再掲
	6-7-2-(09)-01 観光学研究科(観光学専攻) 博士前期課程学位論文の評価基準(非公表)		
	6-7-2-(09)-02 観光学研究科(観光学専攻) 博士後期課程学位論文の評価基準(非公表)		
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻) 博士前期課程履修手引	P23～P25	再掲
	6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科(観光学専攻) 博士後期課程履修手引	P23～P26, P31	再掲
	6-3-4-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程の運用および学位論文の提出審査に関する内規		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条～第9条, 第11条～第14条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第15条～第17条	再掲
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲
	1-3-2-09 和歌山大学大学院観光学研究科会議規程	第3条	再掲
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻) 博士前期課程履修手引	P23～P25	再掲
	6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科(観光学専攻) 博士後期課程履修手引	P23～P26, P31	再掲
	6-3-4-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程の運用および学位論文の提出審査に関する内規		再掲

和歌山大学 領域6 (09観光学研究科(観光学専攻))

[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-4-(00)-03 学内規則(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第77条, 第78条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第3条第2項~第4項	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第2条の2, 第7条第1項~第3項	再掲
	6-7-1-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科社会人短期履修制度に関する規程		再掲
	6-7-3-(00)-03 大学院各研究科の修了要件・判定基準(和歌山大学ウェブサイト)		再掲
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準(学内限定)(和歌山大学ウェブサイト)(非公表)		再掲
	6-7-2-(09)-01 観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程学位論文の評価基準(非公表)		再掲
	6-7-2-(09)-02 観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程学位論文の評価基準(非公表)		再掲
	6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程履修手引	P19	再掲
	6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程履修手引	P19	再掲
	[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料	
6-7-4-(09)-01 2023年度第178回観光学研究科(観光学専攻)研究科会議議事録、博士論文・修士論文判定資料(非公表)			
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
2-1-2-01 和歌山大学学則		第79条第2項	再掲
6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程		第4条, 第5条第1項, 第2項, 第5項, 第6条~第8条, 第11条, 第12条, 第14条	再掲
6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則		第15条, 第16条	再掲
6-7-2-(09)-01 観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程学位論文の評価基準(非公表)			再掲
6-7-2-(09)-02 観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程学位論文の評価基準(非公表)			再掲
6-3-1-(09)-01 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士前期課程履修手引		P23~P25	再掲
6-3-1-(09)-02 2024年度観光学研究科(観光学専攻)博士後期課程履修手引		P23~P26, P31	再掲
6-3-4-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程の運用および学位論文の提出審査に関する内規			再掲
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
6-3-4-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程の運用および学位論文の提出審査に関する内規			再掲
6-7-4-(09)-01 2023年度第178回観光学研究科(観光学専攻)研究科会議議事録、博士論文・修士論文判定資料(非公表)		再掲	

【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料	
【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
【改善を要する事項】		

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(04)-02 2010~2023年度観光学部・観光学研究科学生の表彰・受賞歴		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-2C70-02-01.html https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0320/0320-4C70-02-01.html		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P17~P20	再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P24~P28	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-03 令和5年度和歌山大学e-annual report<ダイジェスト版>	P29	再掲
	2-2-4-03 和歌山大学卒業生・修了生の就職先への訪問に関する実施要項		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
[分析項目6-8-2] 別紙様式6-8-2における就職希望者及び就職者は一時的な仕事に就いた者を含む。	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程【全学】		再掲
	6-1-1-(10)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院専門職学位課程【観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針 6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(10)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院専門職学位課程〔観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）〕		
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-(00)-02 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-1-1-(10)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院専門職学位課程〔観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）〕		再掲
	6-2-1-(00)-02 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程〔全学〕		再掲
	6-2-1-(10)-01 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）大学院専門職学位課程〔観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）〕		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(10)-01 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）履修手引	P9	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(00)-02 和歌山大学科目ナンバリング運用要項		再掲
	6-3-1-(00)-03 科目ナンバリングマニュアル		再掲
	6-1-1-(10)-01 目的及び使命並びにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）大学院専門職学位課程「観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）」		再掲
	6-3-1-(10)-01 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）履修手引	P4, P9	再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(10)-02 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）シラバス		
	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第69条第5項	再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第4条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(00)-02 シラバス作成のガイドライン		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-1-(10)-02 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）シラバス		再掲
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第72条, 第74条, 第82条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第10条, 第11条, 第18条	再掲
6-3-1-(10)-01 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）履修手引	P7	再掲	

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(10)-01 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）履修手引 ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 6-3-5-(10)-01 和歌山大学大学院観光学研究科専門職学位課程連携協議会規程 6-3-5-(10)-02 2023年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）専門職学位課程連携協議会次第 	P9	再掲
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第2条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第3条	再掲
	6-4-1-(00)-01 2024年度学年暦・授業計画		再掲
	・シラバス 6-3-1-(10)-02 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(10)-02 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）シラバス		再掲
	6-4-3-(00)-01 教育サポートシステム学生用マニュアル（シラバス）		再掲
	6-4-3-(00)-02 2024年度オンラインシラバス（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-1-(10)-02 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第9条の2	再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第75条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第12条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

和歌山大学 領域6 (10観光学研究科 (観光地域マネジメント専攻))

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8	再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲
	6-5-4-(00)-04 外国人留学生のためのチューター制度実施要項		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-06 2024年度新入留学生オリエンテーション資料		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 和歌山大学障害学生支援ガイドブック	P8, P12~P18, P26	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領		再掲
	6-5-4-(00)-02 2023年度和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター活動報告書（「障害学生支援サポーターの養成」抜粋）		再掲
	6-5-4-(00)-07 障害学生支援サポーター養成講座（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
6-5-4-(00)-03 2023年度障害学生支援諸制度実績		再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-08 2023年度障害学生への履修相談実施状況		再掲	
6-5-4-(00)-09 2023年度合理的配慮実施状況（全学部・学環・研究科）		再掲	

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-5-B】 キャンパスのグローバル化を推進するため、令和5年度に新たな学生交流協定を4校と締結することにより、全体で16か国43大学とし、交換留学の受入・派遣ができる体制を強化した。今後も連携先の増加に努め、さらなる体制強化を目指していく。</p>	<p>6-5-B-(00)-01 大学間交流協定締結大学一覧</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第5条, 第6条	再掲
	6-6-2-(00)-02 授業科目における到達目標、成績評価基準等（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-3-1-(10)-02 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）シラバス		再掲
	6-3-1-(10)-01 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）履修手引	P13	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(10)-01 2023年度前期観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）成績評価分布表（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第8条	再掲
	6-6-3-(00)-03 和歌山大学成績評価検証要項		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度前期和歌山大学成績評価検証に基づく成績評価の検証について（依		再掲
	6-6-3-(00)-08 2024年度第3回教務委員会議事要旨		再掲
	6-6-3-(00)-09 2024年度第4回教学マネジメント委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第9条～第14条	再掲
	6-6-2-(00)-01 成績評価・GPA制度・CAP制について（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-2-(00)-01 和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程	第7条	再掲
	6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 成績提出締切日、成績開示日、成績評価の異議申立ての申合せ		再掲
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度全学の成績評価の異議申立て件数		再掲
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-01 成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項	4, 5	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

和歌山大学 領域6（10観光学研究科（観光地域マネジメント専攻））

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第78条の3	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第2条の3, 第7条第1項, 第7条第4項	再掲
	6-7-1-(10)-01 和歌山大学大学院観光学研究科長期履修学生規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第79条	再掲
	6-7-1-(00)-01 和歌山大学学位規程	第14条	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第15条～第17条	再掲
	1-3-1-04 和歌山大学大学院研究科運営規程	第4条第1項第1号	再掲
1-3-2-09 和歌山大学大学院観光学研究科会議規程	第3条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-4-(00)-03 学内規則（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	2-1-2-01 和歌山大学学則	第56条, 第75条の2, 第78条の3	再掲
	6-3-3-(09)-01 和歌山大学大学院観光学研究科規則	第2条の3, 第7条第1項, 第7条第4項	再掲
	6-7-1-(10)-01 和歌山大学大学院観光学研究科長期履修学生規程		再掲
	6-7-3-(00)-03 大学院各研究科の修了要件・判定基準（和歌山大学ウェブサイト）		再掲
	6-7-3-(00)-02 卒業論文・卒業研究の水準（学内限定）（和歌山大学ウェブサイト）（非公表）		再掲
	6-7-3-(10)-01 観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）専門職学位課程成果物等の評価基準（非公表）		
6-3-1-(10)-01 2024年度観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）履修手引	P5, P7, P8	再掲	

和歌山大学 領域6 (10観光学研究科 (観光地域マネジメント専攻))

【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】